

【令和4年6月7日制定】

## 宝塚市外部公益通報への対応に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項及び第2項並びに「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁制定。以下「地方公共団体向けガイドライン」という。）の趣旨に基づき、本市において外部労働者等からの法に基づく通報対象事実又はこれ以外の法令等（法令及び条例、規則その他規程（これらに基づく要綱、基準等を含む。）をいう。以下同じ。）に違反する行為に関する事実についての通報等を適切に取り扱うため、これらへの対応に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者並びに当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者及び派遣労働者（通報等の日前1年以内にこれらの者であった者を含む。）

イ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員

ウ ア又はイに掲げる者のほか、通報内容となる事実に関係する事業者の法令等の遵守を確保する上で必要があると認められる者

(2) 通報 第5条に規定する事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を本市に知らせることをいう。

(3) 通報等 通報及び通報に関する相談（制度及び手続に関する問い合わせを含む。）をいう。

(4) 外部公益通報 外部労働者等からの通報等をいう。

(5) 所管課 通報内容となる事実について、法令又は条例に基づく処分又は勧告等の事務を所掌する課をいう。

### (組織体制)

第3条 本市に対してなされる外部公益通報への対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を置くこととし、総務部総務課長をもって充てる。

2 総括通報責任者は、外部公益通報への対応に関する教育研修等の実施、通報に関する調査の進捗管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

3 総括通報責任者は、前項に定めるもののほか、通報等への対応に関し、所管課又は市民相談課に対し総合的な支援を行う。

4 総括通報責任者は、前項に規定する事務を通報責任者に行わせることができるものとし、通報責任者は所管課の課長をもって充てる。

(通報責任者及び通報担当者の業務等)

第4条 通報責任者は、所管課において、通報に関する調査の進捗管理、所管課の職員が教育研修等に参加する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を所掌する。

2 通報責任者は、通報案件に応じ、所管課の職員の中から、通報担当者を指定する。

3 通報担当者は、通報責任者を補佐し、所管課における通報等の管理、通報者（通報等を行った者をいう。以下同じ。）との連絡その他通報等への対応に関する事務を担当する。

(受付の範囲)

第5条 本市は、次に掲げる事実（当該事実について、本市が法令又は条例に基づく処分又は勧告等を行う権限を有する場合に限る。）について通報内容とする外部公益通報を受け付ける。

(1) 通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）

(2) 前号に定めるもののほか、法令等に違反する事業者の行為に関する事実で、人の生命、身体若しくは財産又は環境に重大な悪影響を与えるもの

(通報等の受付)

第6条 外部労働者等は、所管課に対して通報等を行うことができる。ただし、外部労働者等において所管課を確知できない場合は、市民相談課に対して通報等を行うことができる。

2 前項の通報等は、書面、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

3 第1項ただし書の規定により市民相談課が通報等を受けた場合は、市民相談課は通報内容となる事実を聴取し、所管課に引き継ぎ、所管課においてこれを受け付け

なければならない。

4 第1項の規定による通報等を受け付け、又は前項の規定による引継ぎを受けた所管課は、外部公益通報受付票（様式第1号）を作成し、その写しを総括通報責任者に提出しなければならない。

5 第1項の規定による通報等を受け付け、又は第3項の規定による引継ぎを受けた所管課は、法及び地方公共団体向けガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付を拒んではならない。

6 所管課又は市民相談課は、通報等が匿名により行われた場合においても、法及びこの要綱の規定の趣旨に反しない範囲で可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

（受付手続）

第7条 所管課は、通報等を受け付けたときは、通報等に関する秘密保持（個人情報以外の通報者を特定させる事項の保秘を含む。以下同じ。）及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な範囲で、通報内容となる事実を通報者に確認する。

2 所管課は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明する。ただし、通報者が望まない場合、匿名による通報等であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない事由がある場合にあっては、この限りでない（以下次項、次条第2項、第10条第3項、第11条第2項、第15条第2項の規定による通知並びに第9条第1項の規定による教示においても、同様とする。）。

（1） 通報等への対応に関与する職員には秘密保持義務があること。

（2） 通報者を特定させる事項その他通報等に係る情報の共有は制限されること。

（3） 通報者の個人情報は保護されること。

（4） 通報受付後の手続の流れに関すること。

3 所管課は、書面、電子メールその他の通報者が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、通報等の到着を確認次第、通報等を確認した旨を通報者に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。

（受付後の手続）

第8条 所管課は、次の各号のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、通報に関して調査を実施する。

（1） 外部の労働者等が、第5条各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようと

している旨を、次に掲げる要件（以下「保護要件」という。）のいずれかを満たして通報する場合

ア 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。

イ 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した保護要件該当申出書（様式第2号）を提出すること。

（ア） 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

（イ） 通報内容となる事実の内容

（ウ） 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

（エ） 通報内容となる事実について法令又は条例に基づく処分又は勧告等その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

（2） 通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合、匿名による通報である場合その他の保護要件を満たさないことにやむを得ない事情がある場合において、所管課が調査を実施すべき特別の事情があると認めるとき。

2 所管課は、調査を実施する場合はその旨（通報責任者及び通報担当者の氏名並びに次項の規定により期間を設定した場合には当該期間を含む。）を、調査を実施しない場合（通報者からの情報提供として受け付ける場合を含む。）はその旨及びその理由を、外部公益通報についての調査に係る通知書（様式第3号）により通報者に対し通知しなければならない。

3 所管課は、受け付けた通報に係る調査終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

（教示）

第9条 所管課又は市民相談課は、通報等を受けた事実について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該他の行政機関を通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

2 所管課又は市民相談課は、前項に規定する場合において当該他の行政機関に通報内容となる事実について聴取した記録を情報提供する必要があると認めるときは、

通報者の明示の同意を得た上で、これを行うことができる。

(調査の実施)

第10条 所管課は、第8条第2項の規定により調査の実施を決定したときは、通報に関する秘密を保持するとともに、通報者が調査対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施しなければならない。

2 通報責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

3 所管課は、適切な調査実施の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に対し適宜通知しなければならない。

4 所管課は、通報内容となる事実について、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が本市以外にもある場合においては、当該行政機関と相互に連携して調査を行わなければならない。この場合において、聴取した記録の情報提供については、前条第2項を準用する。

(調査結果に基づく措置等)

第11条 所管課は、前条第1項の調査の結果、第5条各号に掲げる事実があると認められた場合は、法令又は条例に基づく処分又は勧告等その他適切な措置をとらなければならない。

2 所管課は、前項の規定による措置をとるとき又は前条第1項の調査の結果により措置を行わないことを決定したときは、通報者に対し調査の結果又は措置の内容を、外部公益通報についての調査結果に係る通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

3 所管課は、第1項の規定による措置が終了したとき又は前条第1項の調査の結果により措置を行わないことを決定したときは、通報に係る対応の結果を調査結果等記録票(様式第5号)により速やかに総括通報責任者に報告しなければならない。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第12条 通報等への対応に関与した職員(総括通報責任者、通報責任者、通報担当者)その他通報等への対応に付随する事務を通じて通報等に関する秘密を知り得た者を

いう。以下同じ。)は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
  - (2) 通報者を特定させる事項については、調査対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと(調査を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。)
  - (3) 通報者を特定させる事項を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の明示の同意を得ること。
  - (4) 前号に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること。

(利益相反関係の排除)

第13条 総括通報責任者、通報責任者又は通報担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、通報等への対応に関与してはならない。

- (1) 法令等の違反行為の発覚その他調査結果に基づく措置等により実質的に不利益を受ける場合
  - (2) 通報者又は通報対象となる事業者の関係者と親族関係にある場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、通報に係る事案に関する公正な調査若しくは当該調査の結果に基づく措置等の検討又は実施を阻害し得る立場にある場合
- 2 総括通報責任者、通報責任者又は通報担当者は、自らが前項各号のいずれかに該当する通報を受け付けた場合は、他の職員(総括通報責任者が該当する場合には、総務部総務課係長)に事務を引き継がなければならない。
  - 3 通報責任者又は通報担当者は、通報等に係る対応を行う過程において、第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、通報責任者(通報責任者が該当する場合には、総括通報責任者。次項において同じ。)にその旨報告しなければならない。
  - 4 前項の報告を受けた通報責任者は、前項の報告をした者を当該通報に関与させて

はならない。この場合において、通報責任者は、当該報告をした者の代わりとなる職員を指定するものとする。

(通報者の保護)

第14条 所管課は、通報等への対応が終了するまでの間、必要に応じて、通報者が不利益な取扱いを受けていないか確認する。

2 所管課は、通報等への対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁、兵庫労働局その他関係機関の相談窓口を紹介し、当該関係機関と連携して通報者の保護に係る支援を行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第15条 所管課は、本市における通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、速やかに当該内容を総括通報責任者に報告するとともに、当該申出に適切に対応するよう努めなければならない。

2 前項の申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び措置の遅滞並びに不適切な調査の実施その他本市の不適切な対応に関するものである場合には、総括通報責任者は、速やかに当該通報等を取り扱う所管課における対応状況を確認し、適切な措置をとった上で、その結果を通報者に通知しなければならない。

(通報への適切な対応の推進に関する事務)

第16条 総括通報責任者は、本市における外部公益通報への適切な対応を推進するため、法及び地方公共団体向けガイドライン並びにこの要綱に定める内容その他の外部公益通報の制度について、職員に対する定期的な研修の実施その他の適切な方法による周知に努めなければならない。

(事業者及び外部労働者等への周知)

第17条 総括通報責任者は、市内の事業者及び外部労働者等に対して、法及び地方公共団体向けガイドライン並びにこの要綱に定める内容その他の外部公益通報の制度について、周知するよう努めなければならない。

(本市における通報体制の運用状況等の評価及び改善)

第18条 総括通報責任者は、本市における外部公益通報の運用状況について、各年

度ごとに公表するものとする。

- 2 総括通報責任者は、前項の規定により公表する運用状況に基づき、定期的に制度運用体制の評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等を参考として制度の運用体制を継続的に改善するよう努めるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報への対応に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。